

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成27年 3月26日（諮問第124号）

答申日：平成28年 1月21日（答申第84号）

事件名：ぱちんこ遊技機の遊技記録に係るホールコンピュータのデータを記録した文書の不存在による非公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件営業所」という。）に設置されたぱちんこ遊技機283番台（以下「本件遊技機」という。）の平成〇〇年〇月〇〇日及び同月〇〇日分の遊技記録に係るホールコンピュータのデータを記録した文書（以下「本件対象文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成27年3月2日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成27年3月11日、条例第10条第1項の規定に基づき、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、

審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年3月16日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人の審査請求書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、本件請求の3日前に秋田中央警察署を訪れ、本件遊技機の平成〇〇年〇月〇〇日及び同月〇〇日分の遊技記録に係るホールコンピュータのデータを即時押さえてほしい旨訴えている。

すなわち、秋田県警察本部主管課及び秋田中央警察署は、当該通報から本件請求を行うまで3日の間隔が空いており、さらに、本件処分に至るまでは12日間も経過しているにもかかわらず、あたかも事件性は無いものと最初から決めつけているのか、又は現在保有していないとして、捜査に踏み切らず意図的に不存在という理由に方向付けしたのではないかと推察できるものである。

このことについて、審査請求人は、本来、県民の生命・財産を守り、

安心・安全を確保するため24時間体制である警察が、被害届出人又は告訴人若しくは告発人の訴えにより、さらに、本件については前述の期間もあることから、本件対象文書を取得し、検証することは、十分可能であり、犯罪捜査規範等関係法令の基本原則、基本理念等から当然かつ必然的になさされていないと解釈するため、秋田県警察本部主管課及び秋田中央警察署の対応については、非常に疑問を感じ、怒りさえ覚える。

よって、本件処分の取消しについては、やはり当然かつ必然的になされるものと解釈し、本件対象文書の公開を切望するものである。

- (2) 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日及び同月〇〇日に本件遊技機を遊技した際のデータをスマートフォンに記録しており、概算によると、本件遊技機は遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）に違反しており、かつ、本件営業所は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条第1項の規定に抵触するため、同法第50条第1項第1号又は第2号の規定に該当すると考える。このような結果が出た以上、諮問庁及び実施機関は、本件対象文書を保有しているか否かにかかわらず、本件遊技機の欠陥又はホールコンピュータによる遠隔制御について、検証すべきである。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書に関して実施機関が本件処分を行った理由を次のように説明している。

- (1) 法令等においては、ぱちんこ屋の営業所におけるホールコンピュータの

設置義務はなく、設置するか否かは営業所が判断する。

また、ぱちんこ屋の営業所に対して遊技機のデータの提出を義務付ける根拠もないことから、諮問庁及び実施機関では、ぱちんこ屋の営業所に対する当該データの保存や提出の指示はしていない。

本件請求に基づき、実施機関は本件営業所を管轄する秋田中央警察署にデータの保有事実を確認したが、当該データは保有しておらず、本件対象文書は不存在であることが判明したものである。

- (2) 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に、「本件遊技機の出玉が少なく、ホールコンピュータ操作による遠隔操作を行っている」と推量されることから、警察で直ちに本件営業所のホールコンピュータのデータを差し押さえて検証してほしい。」と秋田中央警察署の職員に伝えたにもかかわらず、捜査を実施していないことから、意図的に不存在という理由に方向付けしたのではないかと推察したものであり、警察は、審査請求人が申し立てた事案について、当然捜査をして、対象となるホールコンピュータのデータを差し押さえるべきである旨主張している。

秋田中央警察署では、審査請求人から上記の申立てがあったことから、平成〇〇年〇月〇日に署員を本件営業所に派遣し、本件遊技機の再点検を行ったが、不正部品の取付けや大当たりを司るロムの取替え等の違法行為は認められないことが判明した。

また、審査請求人は、秋田中央警察署の職員に対し、「1日に16万円余りを使ったのに、1万6千円相当の出玉であった。他の人が座るとすぐに大当たりするのに、私が座ると途端に出なくなる。これは店員がカメラ等で見て、私が来たときにホールコンピュータで操作しているに違いない。」と申し立てているが、当該申立ての内容及び審査請求人が作成した本件遊技機のデータは、本件営業所の不正を裏付ける証拠となり得るもの

ではない。

これらの状況から、本件営業所には、ホールコンピュータが設置されているものの、審査請求人が求めるデータの確保については必要がないと判断したものである。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成27年 3月26日 諮問の受付
- (2) 同 年 4月16日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 8月19日 審議
- (4) 同 年 9月17日 審査請求人が意見陳述
- (5) 同 年10月23日 諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年12月22日 審議
- (7) 平成28年 1月19日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件営業所に設置された本件遊技機の平成〇〇年〇月〇〇日及び同月〇〇日分の遊技記録に係るホールコンピュータのデータを記録した文書であり、実施機関は、当該文書を保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の存否について

審査請求人は、本件請求を行うに当たって、事前に秋田中央警察署に対し本件対象文書を取得するよう申し立てており、また、当該申し立てを行ってから実施機関が本件処分を行うまでには時間的な余裕があったことから、実施機関は本件対象文書を取得した上で公開すべきであった旨主張す

る。

当審査会において確認したところ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の関係法令には、ぱちんこ屋の営業所に対し遊技機の遊技記録に係るホールコンピュータのデータの提出を義務付ける根拠はなく、実施機関としてはデータの提出を指示していないとする諮問庁の説明に不合理、不自然な点は認められない。

また、実施機関は審査請求人の申立てに基づき平成〇〇年〇月〇日に本件遊技機を再点検しており、その結果、本件遊技機に違法行為等は認められなかったため、ホールコンピュータのデータの提出を求める必要はないと判断したとする諮問庁の説明に不自然な点は認められない。

さらに、実施機関は、本件処分を行うに当たって、本件営業所を管轄する秋田中央警察署に対しても本件対象文書の有無を確認しており、本件対象文書の探索の方法及び範囲に特段の問題はなかったと認められる。

以上のことから、実施機関が本件対象文書を保有していたとは認められず、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件遊技機は不正改造及び遠隔制御の疑いがある旨をはじめ、種々の主張をしているが、当審査会は条例第15条第1項の規定に基づく諮問庁からの諮問に応じ、実施機関が行った公開決定等の妥当性について調査審議する機関であるため、審査請求人の当該主張の是非については判断する立場になく、審査請求人の当該主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区分	氏名	職名
----	----	----

	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士